

仕様書

1 業務名

令和8年度Y o u T u b e レースL I V E 運営業務

2 目的

ボートレース下関の開催レースをボートレース下関公式Y o u T u b e アカウント（以下「公式Y o u T u b e」という。）を利用してL I V E配信することでインターネット投票の売上向上及び新規ファンの獲得を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務場所

ボートレース下関（山口県下関市長府松小田東町1番1号）

5 提案上限額

198,000,000円

（消費税及び地方消費税相当額18,000,000円含む）

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

6 業務内容

公式Y o u T u b e を利用して、下記のとおり番組を配信すること。

（1）配信番組

公式Y o u T u b e において、以下の2番組をL I V E配信すること。

ア MCとゲストを出演させて、ボートレース下関で開催するボートレースの模様を舟券予想やエンターテイメント性を持たせた企画とともに配信する番組。

イ ボートレース下関のレース映像のみを配信する番組。

（2）配信日程

ボートレース下関で開催するモーター艇競走の全日程（年間198日）とする。

（3）配信時間

第1レースの展示開始時間10分前から第12レース終了まで

（4）配信場所

ボートレース下関西スタンド2階Y o u T u b e スタジオ

（5）配信にかかる業務

ア 出演者の手配

（ア）「6（1）ア」の配信番組の出演者（以下、「出演者」という。）を手配すること。ただし、事前に候補者を下関市に提示し了承を得たうえで手配すること。

(イ) 主たる出演者等

主たる出演者は次の通りとし、下関市の承認を事前に得たうえで、可能な限りキャスティングすること。ただし、各出演者の都合により、出演日程の調整が出来なかつた場合は、事前に候補者を下関市に提示し了承を得たうえで、別途出演者を手配すること。

- a MC 芦村幸香氏、きゅみ氏及び島田玲奈氏
- b ゲスト 永島知洋氏、内山信二氏及びグランジ大氏

(ウ) 出演者のキャスティングについては、番組の配信を予定する日の概ね3か月前（4月、5月は1か月前）までに調整し、受託者においてすみやかに手配すること。

(エ) G I 海響王決定戦（1／19～24）において、レースを盛り上げる特別ゲストを節間毎日手配すること。

(オ) 日ごとの総出演者数（MCを含むすべての出演者の人数）は、原則として一般戦は2名、ミッドナイトレースは3名とする。ただし、下関市が必要と判断した場合は、受託者と協議のうえ、さらにゲストを必要数加えることとする。

(カ) 出演者の出演料、交通費（ボートレース下関までの往復）及び宿泊費等について、その手配を含め、全て受託者の負担とする。但し、出演者によっては、下関市と出演者との間において、直接契約を行う場合があることに留意すること。

イ 運営業務

(ア) 配信番組の運営スタッフとして以下のとおり配置すること。

- a ディレクター 1名
- b オペレーター 2名

(イ) 主な業務内容

- a 出演者のアテンド及び番組内容の説明
- b 演出調整
- c 演出によるカメラワーク
- d 音声レベル調整
- e レース音調整
- f フォーカス及び告知関係のCG制作
- g 日刊スポーツの直前レース予想の掲出
- h スイッチング
- i クロマキー合成
- j VTR及びBGMの挿入
- k 映像番組のLIVE配信
- l 映像番組のアーカイブ配信
- m その他、より良い配信番組を制作するに必要なものについては、下関市と協議のうえ、決定する。

ウ サムネイル及びCGを制作すること。

(ア) 配信番組毎に公式Y o u T u b eのリマインダー登録に必要なサムネイル及び、配信中のフォーカスや番組内告知などを表示するCGを競走単位で制作すること。

(イ) 各レースの展示航走及び本番レース中に出場選手の級別、選手名及び所属支部を艇色で表示するCGを制作すること。なお、表示する順番は左から1号艇、2号艇、3号艇、4号艇、5号艇、6号艇とする。

(ウ) 配信番組の背景については、クロマキー合成とするため、配信番組毎にCGを競走単位で制作すること。

エ 公式Y o u T u b eへの配信登録

(ア) 公式Y o u T u b eに配信番組のリマインダー登録を行うこと。また、最新の配信番組のサムネイルを使用してチャンネルのヘッダー画像を競走単位で制作し都度更新すること。

(イ) リマインダー登録については、番組の配信を予定する日の前節初日までに登録すること。

オ 視聴者参加型企画の提案・実施

視聴者参加型の企画を立案し、視聴者プレゼント等のファンサービスを含めた内容で実施すること。また、その内容を実施する節の前節末日までに下関市へ提案し、承諾を得ること。なお、本件に係るシステム利用料、視聴者プレゼントに係る経費（景品の購入費、梱包作業費、送料等）等は全て受託者の負担とする。

カ アーカイブ動画の制作・配信

下関市、山口県及びボートレース下関をPRする内容のアーカイブ動画を制作し、年間8回以上の配信を行うこと。なお、本件に係る出演者の出演料、人件費、機材費等は全て受託者の負担とする。

また、次に挙げる各レースにおいて、前検日に選手の来場時等をまとめたショート動画を作成し、公開すること。

(ア) G IIIオールレディース（7／19～24）

(イ) ヴィーナスシリーズ（10／1～6）

(ウ) G I海響王決定戦（1／19～24）

キ バーチャル看板の制作

レース放送内で表示するバーチャル看板を6枚制作する。ファイル形式はBMPとし、ファイルサイズは（縦）256ピクセル×（横）1,024ピクセルとする。表示内容は下関市より別途指示するものとする。

ク Y o u T u b e S t u d i oを用いた調査、分析、課題及び改善策の報告

Y o u T u b e S t u d i oを用いて再生回数、視聴者数及び登録者数等を調査し、売上との関連性を分析した上で、毎月に次回配信時の課題、改善策を報告すること。なお、資料は事前に紙媒体及び電子データにて提出すること。

ケ 実施する企画の報告、説明

実施する企画について、前月の20日までに対面で報告、説明すること。な

お、4月に関しては月初での報告、説明を可とする。

コ 効果検証に関すること

本業務の目的を達成するためのKPI及びその目標値を設定のうえ、効果測定の方法について提案を行うこと。

(ア) KPI及びその目標値は、動画の再生回数や総再生時間など、本業務を通じてボートレース下関に興味・関心をもつ人が増えたことがわかると考えられるものを選定し、選定理由も併せて提案すること。

(イ) (ア)で設定したKPIの進捗状況を毎月報告し、必要に応じて課題の改善を行うこと。

(ウ) 本件について、下関市と月1回程度の打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ資料は事前に紙媒体及び電子データにて提出すること。

サ その他指示する業務

その他、下関市より目的の達成に必要な業務について別途指示があった場合、適切かつ速やかにその指示に従うこと。

(6) 番組制作における表現・表示等

ア 出演者が射幸心をあおるような発言や不適切な発言は行わないよう留意すること。また、ボートレーサーとの関係性について、出演者が八百長や不正疑惑が連想される発言や表現等、視聴者の誤解を招くような発言や表現を行わないよう留意すること。万が一これらの発言や表現があった場合は、下関市と協議のうえ速やかに必要な対応をとること。

イ 放映中は、適宜画面上に、勝舟投票券購入における年齢制限や余裕資金で購入する旨の注意喚起の表示を行うこと。

ウ チャットのコメント欄において誹謗中傷、侮蔑などの不適切な発言や荒らし行為、スパム行為及び宣伝行為等があった場合は削除、タイムアウト、アカウント非表示等を行い、下関市へその違反行為を報告すること。

エ 放映番組内での金額の表示をする場合、過度に射幸心をあおる内容にならないよう留意すること。更に、一日を通した収支の表示は、高額な金額となる場合があるため、射幸心を煽らないよう細心の注意を払うこと。

オ 本場内等を撮影する場合には、一般来場者等が映り込まないよう配慮すること。

カ ギャンブル等依存症対策のため、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（サポートコール）の連絡先及び注意喚起文書をYouTube概要欄に表示すること。

(7) その他

ア 配信に必要な機材については、下関市が手配する（別紙1「機材リスト」参照）。その他の機材が必要になったときは、下関市と調整のうえ手配の方法等を決定する。

イ 配信番組の構成及び演出等については、現在配信しているものと同等程度を求めるため、過去の配信内容を確認すること。

ウ スタッフ体制を下関市に提出すること。

- エ 出演者のケータリングを用意すること。
- オ 業務期間終了時点のアの機材の最新リストを作成して下関市に提出すること。

7 中止順延の取り扱い

ボートレース下関の開催レースが荒天等により中止順延となったときは、原則、順延日に振り替えて本業務を実施するものとし、出演者については下関市と受託者で調整のうえ決定する。なお、経費については、別途調整する。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたり、下関市と連絡をよく取り合うこと。
- (2) 当該業務の実施に関し、著作権等が発生するものについては、受託者が責任を持って処理すること。
- (3) 本仕様書は業務の大要を示したものであり、本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、速やかに下関市と協議すること。